

第2期中標津町環境基本計画（案）に対する意見募集結果

◆はじめに

第2期中標津町環境基本計画（案）について、町民の皆様から寄せられたご意見を下記の通り公表いたします。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

◆ご意見の募集結果

【案件名】 第2期中標津町環境基本計画（案）

パブリックコメント

【募集期間】 令和4年2月21日（月）～令和4年3月22日（火）

【意見総数】 11件（1人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	8件	【電子メール】	1人
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	0件	【郵送】	0人
【参考】 今後の参考とするもの	1件	【FAX】	0人
【その他】 意見として伺ったもの	2件	【直接持参】	0人

◆ご意見の概要と町の考え方

ご意見の概要と町の考え方は以下のとおりです。

第2期中標津町環境基本計画（案）に対する意見の概要と町の考え方（次ページ）

第2期中標津町環境基本計画（案）に対する意見の概要と町の考え方

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
用語の統一を 「中標津町」「本町」「地域」「この地域」 →中標津町 「町民」「住民」→町民 「近隣自治体」「近隣地域」 →近隣自治体 「環境基本計画」「本計画」 →環境基本計画など 区分する意図があるならば、用語解説が必要 と思います。	1	〈案を付加・修正するもの〉 1 件 文言の確認を行い、文章内容に適した表記に一部修正を行いました。 なお、単語の意味としては単純なものであり、意味が理解できるため、用語解説には記載しておりません。
2ページ 「関連計画・法規」 本計画に出現する計画、法令は漏れなく載せた方がよい 「地球温暖化対策の推進に関する法律」3P 「中標津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」3P 「中標津町緑の基本計画」9P 「中標津鳥獣被害防止計画」10P、11P 「中標津景観条例」14P 「中標津景観計画」14P 「中標津町地球温暖化対策実行計画」43P など	1	（意見として伺ったもの） 1 件 計画書内には、多岐にわたり公表されている他の計画から文言やデータの引用をしておりますが、ご指摘の内容については、環境審議会内でも同様の意見がだされておりました。 審議会内での協議結果として、この章において、すべてを網羅して記載する必要まではないものと判断し、環境基本計画に直接関係する法律等のみ記載させていただいておりますので、ご理解願います。

2ページ 「計画の期間」の 「前計画を引き継ぎ、目標年次においての環境未来像の実現に向けて、各種施策に取り組んでいきます。 「目標年次においての環境未来像」とは計画書にある「目指すべき姿」のことを指すのか分かりづらい。 この文章は、計画の目的めいたものが書かれているが、3ページにある（1）目的とニュアンスが違うように感じる。 あえてここ（計画の期間）に記載する必要があるのか？ 3ページに目的がきちんと書かれています。 当計画の目的は「目標年次においての環境未来像を実現する」ことではなく、「実践していくこと」であります。 もしそうでなく、環境未来像を実現することが目的だとすると、第1期計画において実現できたのかを評価し、第2期ではさらなる現状分析を新たな課題を見出し手計画する必要が出てきます。 第2期計画を見る限りでは、第1期計画を継承するものが多くあり、第1期計画においては「目標年次においての環境未来像を実現」できていないと評価することになります。実現できていない計画をまた10年継承することには大いに疑問を持ちます。 いろいろと辻褄も合わなくなりますので「目標年次においての環境未来像を実現する」は誤植と思います。	1 （案を付加・修正するもの） 1件 ご指摘いただいたとおり、該当箇所につきましては、表現がわかりにくいと判断し、削除いたしました。
---	---

2ページ 「計画の期間」の 「その間、社会情勢などの変化に応じて計画の見直しを含め、柔軟に対応していくこととします。」 これは、44ページにある計画の進行管理（PDCA）のことを意味するのでしょうか、それとも計画の進行管理とは別に「柔軟な対応をする」という意味ですか。 計画の進行管理（PDCA）を意味するのであれば、あえてここ（2ページ）に記載しない方が誤解がないと思います。 もしも別に「柔軟な対応」をとるなら、その手段、手順もこの計画に必要なものではないか。	1	（案を付加・修正するもの） 1件 ご指摘の箇所につきましては、この章においては表現がわかりにくかったため、44ページ内に移動し記載させていただきました。
3ページ （1）目的 2ページに書かれている「前計画を引き継ぎ、目標年次においての環境未来像の実現」が本計画の目的であれば、こちらに書いてはどうでしょうか。 「環境未来像」は分かりづらいので「目指すべき姿を実現する」と。 ですが、文字通り「本計画は、環境保全に関して町民の健康で文化的な生活の確保と、町の実情にあった行動指針を定め、実践していくこと」がこの計画の目的なのだと理解します。「環境未来像の実現」は計画の期間にも目的にも必要ないことではないでしょうか。	1	（案を付加・修正するもの） 1件 ご指摘いただいたとおり、該当箇所につきましては、表現がわかりにくいと判断し、削除いたしました。

3ページ (3) 計画の推進にあたって ※解説できません(悲) 「本計画における環境保全計画を具体的に・・・」の「環境保全計画」とは、本計画の何を指しますか？ 第1期計画では第3章に「環境保全計画」とあるのですが、第2期計画では計画書の構成が変更されて「環境保全計画」の表現、標記が無くなっています。推測するに「本計画における環境保全計画」は本計画そのものであり、文章は、「本計画を具体的に推進するために・・・」で良いのかと思います。 そのうえで、 「本計画を具体的に推進するためには、個別の指針を確立する必要がありますが」と書かれている「個別」とは何を指すのか読み取れません。5つの環境項目のことでしょうか、それとも基本方針のことでしょうか。 「必要があります<u>“が”</u>」と書かれています。第1期計画では「必要があります<u>“ので”</u>」でした。この意味合いの違いが分からず、解説不能に陥っています。 「この計画を具体的に推進するためには個別の指針が必要だけど、この計画には盛り込まないで、別に策定し、目標とする数値を決め、温室効果ガスの排出量を削減します」とは、どういう意味か。 温室効果ガスの排出量を削減が、この計画の具体的な推進に何の関係があるのか、理解できなかったです。 ※読解力が無さ過ぎだと自己嫌悪ですが、こんな市民もいます。	1 (案を付加・修正するもの) 1件 ご指摘いただいたとおり、「環境保全計画」につきましては、表現がわかりにくいと判断し、削除いたしました。 個別の指針については、環境基本計画ではない地球温暖化対策実行計画を指しています。 現在、国における環境政策においては、地球温暖化対策、2050年カーボンニュートラルが大きなテーマとなっています。 そのため、本町の環境政策における取組とし、ましても、地球温暖化対策についての扱いは大きなウェイトを占めるものと考えております。 地球温暖化対策実行計画の内容においては、役場の事務事業における具体的な取組を記載することで、率先して温室効果ガスの排出量を削減を目指します。 なお、わかりにくい表現であったため、地球温暖化対策に関する文言を追記し、修正を行いました。
---	--

3ページ (3) 計画の推進にあたって 「中標津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」 解読できないまでも、この「中標津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」が当計画の推進に重要な係わりがあるようなのですが、公開されている計画でしょうか。 環境基本計画の見直しと同時に見直されるものではないのでしょうか。	1	（意見として伺ったもの） 1件 「中標津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」につきまして、現在、本計画と同時並行して作成中であり、令和4年4月から運用開始予定です。 国のマニュアルに基づいて作成される、役場自体の事務事業における地球温暖化対策を取りまとめた計画であるため、パブリックコメントの実施はございません。 作成後は、中標津町ホームページ上に掲載予定です。
4ページ～ 第1期計画書から構成が変わって、大変見やすくなりました！ 順序も ① 目指すべき姿（目標） ② 現状（目標とのギャップ） ③ 課題（やるべきこと） ④ 方針、施策（実施策） という並びでとても良いと思います。 ・第1期計画の成果、見直した部分が分かればもっと良かった。 ・目指すべき姿は、もっと分かりやすく（やさしく）、具体的なら良かった。 ・現状は、目指すべき姿（目標とする姿）とのギャップ（問題）が明確に書かれていたら良かった。	1	（今後の参考とするもの） 1件 評価ありがとうございます。 前回計画からの大きな変更箇所でもありますので、試行錯誤して作成されている点もありがとうございます。ご指摘については今後の課題とし、次回計画時に向けて検討いたします。

4ページ～ 各項目の施策で、「検討します」という文言が散見されますが、施策として「検討」は適切でしょうか。 10年間検討するのか？と誤解もされそうです。 第1期環境基本計画から「検討します」が継承されたら20年検討し続ける施策と考えたら滑稽にも思います。 「検討して確立します」とか「検討して取り組みます」とか「検討して対策します」と書かれると良いかと思います。	1	（案を付加・修正するもの） 1件 ご指摘のとおり、全体的に見直しを行い、必要に応じて記述を変更いたしました。
43ページ 施策の推進体制の整備と協力関係 「環境政策をより具体的に推進するための行動指針を「中標津町地球温暖化対策実行計画」として策定し、それぞれの主体が行う行動指針を明確にします」とありますが、環境基本計画にある主体別行動指針（第3章）で足りないのは、何故か。 「<u>環境政策</u>」（施策ではなくて）と書かれていますが、これが環境保全計画（3ページ）か。	1	（案を付加・修正するもの） 1件 現在、国における環境政策においては、地球温暖化対策、2050年カーボンニュートラルが大きなテーマとなっています。 そのため、本町の環境政策における取組とし、ましても、地球温暖化対策についての扱いは大きなウェイトを占めるものと考えております。 なお、環境基本計画の個別の施策ではなく、幅広い意味での環境政策という表現としてあります。 地球温暖化対策実行計画の内容においては、役場の事務事業における具体的な取組を記載することで、率先して温室効果ガスの排出量を削減を目指します。 なお、わかりにくい表現であったため地球温暖化対策に関する文言を追記し、修正を行いました。

44ページ 計画の進行管理 PDCAにより継続的な改善と推進とのことですが、「点検・評価」の時期は、10年後ですか？ このPDCAは10年に1回まわるのか、一年で1回まわるのか不明です。環境審議会の任期が2年だと記憶しますので、最長でも2年に1回は回るのかと思いました。計画書にはどのタイミングで実施するのか書くべきとおもいます。	1	（案を付加・修正するもの） 1件 長期計画においては、通常中間年に見直すことが一般的ですが、近年の国の環境行政における考え方が大きく変動している時期であるため、適時見直し等を実施できるようにしております。 なお、ご指摘のありました、2ページに記載されていた、「社会情勢などの変化に応じて計画の見直しを含め、柔軟に対応していくこととします。」の文言をこちらのページに移動し追記しております。